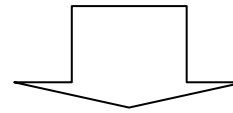


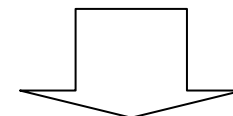
調整方針修正案(第8回行財政小委員会/再々提案1項目)

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	
	細項目											
1	04 議会	再編	合併時	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とし、選挙区を設けるものとする。 2 常任委員会の設置については、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	同左	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とする 2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1 の記述中、「2年間」を「1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)」に修正 1 の記述中、「し、選挙区を設けるもの」とを削除 2の記述中、「6市町村の」を削除	については、釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査 については、正副議長会議で選挙区について協議中であることから、協定書整理案の審議に合わせて提案するため	議会事務局	06		
	01 議会の状況										同左	
	01 組織・機構										同左	
	01 議員定数・任期・常任委員会の状況										同左	



小委員会及び正副議長会議での協議結果を受け前回再提案

同左	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6ヶ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とする。また、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。 2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1 の記述中、在任特例期間の表記を修正 1 の記述中、選挙区に関する記述を追加 2の記述中、「6市町村の」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査	議会事務局	06
同左					



前回審議を保留した太字部分を再々提案

同左	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6ヶ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。 その後の一般選挙における議員定数については、法定上限数(38人)とする。また、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。なお、2回目以降の一般選挙における選挙区については、新市で協議する。 2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1 の記述中、在任特例期間の表記を修正 1 の記述中、 選挙区に関する記述を追加するなど全文修正 2の記述中、「6市町村の」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査	議会事務局	06
同左					